

告示

埼玉県告示第千四百九十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―三三一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字上富字八軒家二千五十六番二外二十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百十八・五立方メートル